

インフルエンザ予防接種のお知らせ

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎76-3838

高齢者インフルエンザ予防接種

- ▶ 対象者 ①65歳以上の方
②60～64歳で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に障がいがあり、身の回りの生活を極度に制限される方、及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障がいがあり日常生活がほとんど不可能な方
- ▶ 接種期間 令和2年10月～令和3年1月31日まで ※医療機関によって異なります
- ▶ 接種回数 1回
- ▶ 接種費用 自己負担金 1,000円（対象者で生活保護世帯の方は、「生活保護受給者証明書」を持参すると無料で接種できますので、発行が必要な方は事前に保健福祉センターまでご連絡ください）
- ▶ 接種医療機関 県内の医療機関

子どもインフルエンザ予防接種

- ▶ 対象者 生後6ヵ月～中学3年生終了前までの方
- ▶ 接種期間 令和2年10月～令和3年1月31日まで ※医療機関によって異なります
- ▶ 助成額 年度内において、1人1回あたり1,000円
- ▶ 助成回数 生後6ヵ月以上13歳未満（2回まで）、13歳以上の方（1回まで）
- ▶ 手続き 【玖珠郡内の医療機関】 助成額1,000円を差し引いた金額を医療機関にお支払いください。
【玖珠郡外の医療機関】 全額医療機関に支払った後、①領収書、②予防接種済証、③振込先の口座がわかるものと印鑑を持参し、令和3年3月31日までに保健福祉センターへお越しください。



このえまちチャレンジミッション参加者募集！ -めざせ歩数プラス1500歩-

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎76-3838

実施内容

- ◎「個人の部」または「グループの部」のどちらかにお申込みください
 - ・グループの部では、メンバー個人の歩数を合計して平均歩数を競います。
 - 3人以上10人以下でお申込みください

- ◎11月1日から11月30日までの1ヵ月間の1人あたり1日平均歩数を競います

➡歩数が計測できる万歩計や携帯電話等、または大分県健康スマホアプリ「おおいた歩得」をダウンロード

- ▶ 参加資格 九重町に住民票のある満15歳以上の方
(令和2年3月31日現在の年齢)
※グループはメンバーの半数以上が該当すれば可

- ▶ 募集期間 10月1日(木)～10月23日(金)

申込方法

申込用紙に必要事項を記入してメール、FAXまたは保健福祉センター窓口まで提出してください。

〔申込用紙は、九重町ホームページからダウンロード、
保健福祉センター・各地区公民館の窓口を設置〕

上位グループ及び個人には、表彰式で記念品を贈呈します

- グループの部：上位10チーム（1位は2万円相当）
- 個人の部：上位5名（1位は3,000円相当）



10月は「みんなで延ばそう健康寿命」推進月間

めざせ！健康寿命日本一！
あなたが元気ならみんなが嬉しい！
大分県健康寿命をみんなで延ばそう！



1日の目安

「減塩マイナス3g」「野菜350g」
「歩数プラス1500歩」

	大分県健康寿命(H28)	九重町のお達成年齢
男性	71.54歳 (全国36位)	79.71歳 (県内7位)
女性	75.38歳 (全国12位)	85.40歳 (県内3位)

後期高齢者医療広域連合から歯科口腔健診のお知らせ

●お問い合わせ 住民課 ☎76-3802

大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771

大分県後期高齢者医療広域連合では、今年度76歳または81歳の誕生日を迎える方を対象に、肺炎等の疾病につながる口腔機能の低下を予防するため歯科口腔健診を実施します。

口腔内の健康は、いきいきとした生活を送るためにも必要ですので健診を受けましょう。

▶対象者 大分県後期高齢者医療の被保険者で今年度76歳または81歳の誕生日を迎える方
(対象者には、8月中に歯科口腔健診受診券・問診票、実施機関一覧を送付しています)

▶検査項目 問診、歯及び入れ歯の状況、かみ合わせ、口腔内の状況、歯周病の状況、
のみこみ機能の状況

▶実施期間 令和2年9月から12月まで

※新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が、大分県内で発令された場合、
宣言期間中の健診は中止します。

▶実施機関 大分県後期高齢者医療広域連合と契約する歯科医療機関
※健診を受診するときは事前予約が必要です

▶費用 歯科口腔健診にかかる費用は1回のみ無料です

▶持参するもの

●被保険者証(カード)

●歯科口腔健診受診券・問診票(A4用紙両面印刷)

(被保険者証や歯科口腔健診受診券・問診票を持参しないと受診できない場合がありますので、紛失した場合や送付されない場合は広域連合または住民課までお問い合わせください。)



令和3年度「児童福祉週間」標語の募集について

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎76-3828

毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間(5月5日～5月11日)」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種行事を行っています。

令和3年度の児童福祉週間に向けて、その象徴となる標語を募集します。

▶募集期間 9月1日(火)～10月20日(火) ※郵送の場合は、当日消印有効

▶募集内容 子どもたちを応援する標語や、未来に向けての子どもたちからの
メッセージとなる標語

▶主催者 厚生労働省、(社福)全国社会福祉協議会、(公財)児童育成協会

▶応募に関するお問い合わせ

公財財団法人 児童育成協会「標語募集」係(☎03-5357-1174、FAX:03-5357-1809)



詳細は、(公財)児童育成協会のホームページをご覧くださいか、
(公財)児童育成協会までお問い合わせください。



◀(公財)児童育成協会HP

(公財)児童育成協会



こども園で働く職員を募集します！

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎76-3828

九重町のこども園で働く会計年度任用職員を募集します。希望される方は必要書類を添えてお申し込みください。

元気いっぱいのこども達が待っています！！ぜひご応募ください。

申込方法

- ▶ 募集期間 9月23日（水）～10月16日（金）
- ▶ 提出書類 ・履歴書（子育て支援課、九重町HPに準備しています）
・有資格者の方は、資格を証明する書類の写し
- ▶ 提出先 子育て支援課（役場1階）

募集について

- ▶ 年齢要件 令和2年4月1日現在、満18歳以上の方
- ▶ 任用期間 ①、③、④は採用の日から令和3年3月31日まで、
②は11月17日～令和3年3月31日まで



▶ 募集職種・勤務条件等

職 種 《必要資格》	賃 金	勤務先	勤務時間等 (日曜・祝日及び年末年始除く)	募集 人数
① 保育教諭 《保育教諭》	(月額) 160,100 円～	みつばこども園	【月曜日～土曜日】 うち5日間、午前7時30分～午後6時30分までの間(連続する8時間30分、うち45分休憩)	若干名
② 子育て支援員 《子育て支援員等》	(月額) 127,248 円～		【月曜日～金曜日】 午前8時30分～午後4時までの間(連続する7時間30分、うち45分休憩)	1 名
③ (非常勤) 保育教諭 《保育教諭》	(時給) 983 円	みつばこども園、 飯田こども園	【月曜日～土曜日】 午前7時30分～午後6時30分までの間のうち1時間～8時間30分の間(連続する8時間30分のうち45分が休憩) ※月により勤務日数・勤務時間の変動あり	若干名
④ (非常勤) 子育て支援員 《資格は 問いません》	(時給) 897 円		【月曜日～土曜日】うち3日間程度 ①午前7時30分～午前10時のうち1時間～2時間30分程度 ②午後1時～午後6時30分のうち4時間程度 ※月により勤務日数・勤務時間の変動あり ※①のみ、②のみ、①と②の勤務パターンで募集します	若干名

- ▶ 交 通 費 (通勤手当または費用弁償)
①～④のいずれも、通勤距離に応じて交通費を支給します
- ▶ 保険加入等
①、②は、社会保険・厚生年金・雇用保険等に加入します

支え合いリーダーを募集します！

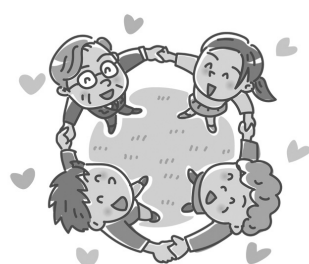
●お問い合わせ 健康福祉課 ☎76-3821

九重町では、ご近所さんや区長・民生委員の方々と高齢者等の見守り活動が行われていますが、九重町の高齢化率は43.1%（令和2年7月末現在）となり、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などの見守りを必要とする家庭が増えてきています。

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域で互いに支え合い・助け合う仕組みづくりが必要です。

そこで、地域のことを考え活動していただく「支え合いリーダー」を今年も養成します。現在たくさんの支え合いリーダーが、ふれあい訪問や寄り合いの場づくり等の様々な活動をされています。

ぜひ、あなたの力を地域で活かしてみませんか？



支え合いリーダー養成講座【受講無料】

- ▶ 講座日時 10月中に3日間（日中2時間程度）で開催予定（詳細は申込者へ個別にご連絡します）
- ▶ 講座内容
（予定） ・支え合いリーダーの必要性や活動について
・誰もが安心して住み続けられる地域作りについて 等
- ▶ 申込期限 9月30日（水）まで
- ▶ 申込方法 事前予約が必要です。健康福祉課（役場1階）までお申込みください。
電話（健康福祉課 ☎76-3821）での申込みも可能です。

※新型コロナウイルス感染拡大状況により、急遽講座が中止になることもあり得ますのでご了承ください

耐震アドバイザー派遣制度で“無料簡易耐震診断”をしてみませんか？

●お問い合わせ 建設課 ☎76-3811

九重町では、大分県と建築士会と協力して、ご自宅の無料簡易耐震診断を行います。

簡易耐震診断は正式な耐震診断ではありませんが、住宅のどのようなところに地震に対する強さや弱さがあるのかを調べることができます。

- ▶ 対象 平成12年5月以前に着工された木造住宅等
※令和2年度より耐震アドバイザー派遣制度は、平成12年5月以前に着工された木造住宅等も対象になりました。
- ▶ 診断方法 建築士がお宅に訪問し、簡単な診断を行い、耐震に関する相談などに応じます
- ▶ 申込方法 詳細な内容及びアドバイザー派遣制度の申込みについては、
建設課または大分県建築士事務所協会（☎097-537-7600）
までお問い合わせください



木造住宅耐震化促進事業による耐震診断

簡易耐震診断を受けた結果により、詳しい耐震診断を希望される方は、木造住宅耐震化促進事業をご利用ください。建物の規模、形状により診断費用を7.5万円～11万円補助します。詳しくは、九重町ホームページまたは「まちの事業紹介（9ページ）」をご覧ください。建設課までお問い合わせください。

※耐震アドバイザー派遣制度は対象が平成12年5月以前着工までに拡充されましたが、木造住宅耐震化促進事業については昭和56年5月31日以前に建築された住宅が対象です。



▲九重町HP

防災の基本は、「自分の身は自分で守る」ことです。自分の生活空間を安全にすることも、自分にしかできないことです。

災害の発生時に、自分はもちろん、家族の安否確認、病気の家族や災害でケガをした家族の対応が速やかにできるよう、障がいの有無に関わらず、まずは環境整備をすることが大切です。

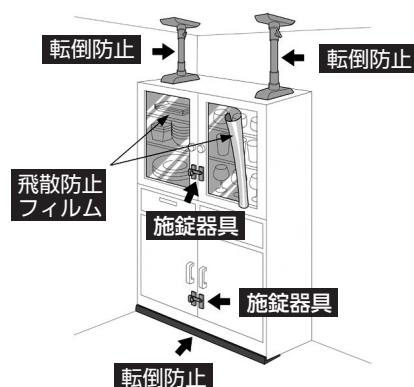
普段使用している福祉用具、補装具の点検・整備をしておきましょう

- ☐ 車いすや杖、歩行器は普段からそばに置いておきましょう
- ☐ 車いすのタイヤ空気圧、動作が正常か確認しましょう
- ☐ 杖や歩行器に損傷などはないですか？
- ☐ バッテリーで動くもの（電動車いすなど）は常に充電しておきましょう



普段の暮らしの環境を整備しましょう

- ☐ 家具の転倒防止、照明器具などの落下防止をしましょう
- ☐ 重いものや割れ物は高いところに置かないようにしましょう
- ☐ 窓ガラスが割れたときの飛散防止（フィルムを貼るなど）をしておきましょう
- ☐ 食器棚の扉が地震で開かないような施錠器具をつけましょう
- ☐ 火元には消火器を設置しておきましょう
- ☐ 屋外までの避難経路に物を置かないようにしましょう
- ☐ 地域の防災訓練には積極的に参加しましょう



災害用伝言ダイヤル

災害発生時、障がいのある方の安否確認や連絡体制が円滑に取れるよう事前に備えておくことが大切です。特に、災害時は電話がつながりにくくなるので、災害用伝言ダイヤルをはじめ、複数の連絡方法を確保しておきましょう。

－操作手順－

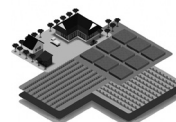
- ①171をダイヤルします
- ②ガイダンスに従って、録音の場合は1を、再生の場合は2をダイヤルします
(暗証番号を付けて録音・再生を行うこともできます)
- ③ガイダンスに従って、連絡をとりたい方の電話番号をダイヤルします
- ④伝言を録音・再生することができます



“のうしん” 農業振興地域整備計画の変更手続きについて

●お問い合わせ 農林課 ☎76-3804

今回、農用地区域への編入及び除外を希望される方は農林課（役場1階）まで申請してください。なお、申請についてご不明な点、農用地区域内・外の確認については、農林課までお問い合わせください。手続きに4ヶ月以上かかりますので、早めの手続きをお願いします。



▶ 申請期限 令和2年9月25日（金）まで

みんなで育児を支える社会に 一体罰等によらない子育てを広げよう！

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎76-3828

今年の4月より子どもへの体罰は法律で禁止されています。体罰等によらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援も含めて社会全体で取り組んでいきましょう。

なぜ体罰等はいけないの？

- 体罰等が繰り返されると、子どもの心身の成長・発達にさまざまな悪影響が生じる可能性があります。
- しつけと体罰は違います。「しつけ」とは、子どもの人格や才能等を伸ばし、自立した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。そのため、体罰ではなく、どのようにすればよいのかを“言葉”や“見本を示す”など、子どもが理解できる方法で伝える必要があります。

⇒こんなことしていませんか？

- ・何度も言葉で注意したが言うことを聞かないので、頬を叩いた
- ・いたずらをしたので、長時間正座させた
- ・宿題をしなかったで、夕食を与えなかった

すべて体罰です。



子どもが持っている権利

- ♥大人に対して叩く、殴る、暴言を吐くといったことは人権侵害になりますが、これは子どもたちも同じです。
- ♥子どもも人権の主体です。すべての子どもには、健やかに成長・発達し、自立する権利が保障されています。
- ♥保護者は、子どもを心身ともに健やかに育成することに、一義的責任を負います。



体罰等によらない子育てのための工夫のポイント

体罰等とはよくないとわかっていても、いろいろな状況や理由によって、それが難しいと感じられることもあります。そんな時の子どもとの関わり方の一例をご紹介します。

ポイント 1

子どもの気持ちや考えに
耳を傾けましょう

- 相手に自分の気持ちや考えを受け止めてもらえたという体験によって、子どもは気持ちが落ち着いたり、大切にされていると感じたりします。
- 子どもに問いかけをしたり、相談をしながら、どうしたらよいかを一緒に考えましょう。

ポイント 2

「言うことを聞かない」
にもいろいろあります

- 保護者の気をひきたい、体調が悪いなど理由はさまざまです。
- 子どもがイヤだという気持ち（感情）を持つことはいけないことではないので、重要なことではない場合、今はそれ以上やり合わない・・・というのも一つです。

ポイント 3

子どもの成長・発達によって
も異なることがあります

- 子どもの年齢や成長、発達の状況によってできることとできないことがあります。
- 子ども自身が困難を抱えているときは、それに応じたケアを考え対応しましょう。

ポイント 4

注意の方向を変えたり、
子どものやる気に働きかけ
てみましょう

- 子どもはすぐに気持ちを切り替えるのが難しいこともあります。時間的に可能なら待つことも1つの方法です。
- 子どもが楽しく取り組めること等、やる気が増す方法を意識してみましょう。

ポイント 5

肯定文でわかりやすく、
時には一緒に、お手本に

- 「ここでは歩いてね」など、肯定文で具体的に、また穏やかに、近づいて落ち着いた声で伝えると伝わりやすくなります。一緒におもちゃを片付けたリ、やり方を示したり教えたりするのもいいでしょう。

ポイント 6

良いこと、できていること
を具体的に褒めましょう

- 良い態度や行動を褒めることは、子どもにとって嬉しいだけでなく、自己肯定感を育むことにもなります。
- 結果だけでなく、頑張りを認めることや、今できていることに注目して褒めることも大切です。

・・・
虐待かもと
思ったら

児童相談所
虐待対応ダイヤル
〔通話料無料〕

いち はや く
1 8 9

虐待かもと思った時などに、「189」にかけるとお近くの児童相談所につながります。通告・相談は匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、内容に関する秘密は守られます